

URL [https:// kenren.miyagi.coop/](https://kenren.miyagi.coop/)

県連速報

●発信元

宮城県生活協同組合連合会

●責任者 石川 宣子

● TEL 022-276-5162

● FAX 022-276-5160

● 2025.10.20

第725号

(2025年度:14号)

●「宮城県食の安全安心基本計画（第5期）中間案」への意見書を提出しました。

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるものです。

食品安全を取り巻く環境は、大きく変化しています。2015年に食品表示法が制定されて以来、機能性表示食品や栄養成分表示の義務化、原料原産地表示、遺伝子組み換え食品、食品添加物などの基準見直しが行われ、2020年4月からは新ルールによる表示に移行しました。さらに、食品を扱う全事業者に対するHACCP（ハサップ）に基づく衛生管理が2020年6月より義務化され、1年間の猶予期間を経て2021年6月に完全制度化が開始されました。

一方、消費者全体の健康志向が高まり、健康食品の利用が広がる中で、それによる健康被害という新たな課題も浮上しました。この問題は、2024年に特定成分を含んだ機能性表示食品による健康被害が全国的に発生したことで、その重要性が改めて強く認識されています。

消費者教育の機会が限られている現状において、今後は行政、事業者、消費者間で、こうした新たなリスクに対処するため、より一層のリスクコミュニケーションが求められています。

宮城県では「みやぎ食の安全安心基本条例」に基づき、2006年「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」を策定し、5年ごとに見直されています。2025年度から2030年度までの5年間を対象とする第5期計画の策定が進められました。この「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）中間案」に対し、2025年9月19日（金）から10月17日（金）の期間、広く県民からの意見を募集しました。宮城県生協連は、この意見提出の機会を、県民の立場に立った食品安全の取り組みを自治体に届ける貴重な手段、かつ、リスクコミュニケーションの一環と捉えています。

宮城県生協連と消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ（以下、消費者懇）は、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課企画調整班あてに、意見書（後掲）を提出しました。

なお、添付しました意見書は、宮城県生協連会長理事名で提出したものです。消費者懇としても、同様の意見書を提出しました。

